

GET ビジネス学習館  
2012 行政書士講座  
第4回 商法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で転記、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

### 3 株主総会

株主総会・・・会社の意思決定機関

取締役・・・決定事項の執行機関

#### 1. 権限

取締役会非設置会社・・・一切の事項について決定できる

取締役会設置会社・・・会社法と定款に規定された事項のみ決定できる

#### 2. 招集

##### けんちゃんのまとめ

【株主総会の招集手続き】

招集手続き	原則：必要 例外：書面又は電磁的方法による議決権の行使を認めた場合を除き、議決権を有する株主全員の同意があるときは、招集手続きを省略できる。
招集通知を 発する時期	① 公開会社又は書面、電磁的方法による議決権の行使を認めた場合は、株主総会 の日の2週間前まで ② 公開会社でない株式会社は、株主総会の日 の1週間前まで ③ 公開会社でなく取締役会設置会社でない株式会社は、定款で、1週間より短い 期間を定める事が出来る
通知方法	① 書面又は電磁的方法による議決権の行使を認めた場合 ② 取締役会設置会社の場合 ※ 取締役会設置会社でない株式会社で、書面又は電磁的方法による議決権の行使 を認めていない場合は、通知方法に制限なし

書面又は株主の承諾  
を得て電磁的方法に  
よる

#### 5. 決議方法

##### (3) 多数決の修正

##### けんちゃんの用語チェック

累積投票とは、通常、2人以上の取締役を株主総会で選任するときには、1人ずつ別々に選任の決議をする。しかしこれだと多数派閥の株主が推す者しか取締役に出来ない可能性がある。

そこで、少数派閥の株主が推す者でも取締役に出来るように累積投票制度がある。

すなわち、2人以上の取締役を株主総会で選任するとき、その取締役候補者全員の選任を一括して行い、代わりに各株主には1株につき選任される取締役と同数の議決権を認め、(例えば、3人の取締役を選任する場合は1株につき3票の議決権)投票させ、得票数の多い順に取締役に選任されるという制度。

## 4 取締役

株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任契約となる(300条)  
従って、役員及び会計監査人は、職務執行にあたり善管注意義務を負う

### けんちゃんのまとめ

#### 【過去問対策】

会社法では「取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社（取締役会設置会社を除く。）の業務を執行する」と規定している。(348条①)

したがって、代表取締役が他に選定されても、業務執行権は当然には消滅しない。

(363条①) 代表取締役が取締役会設置会社の業務を執行するのが原則であるが、代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたものがあれば、取締役会設置会社の業務を執行することができる。

### 1. 被選資格・員数

331条①の取締役欠格事由に未成年者は含まれていない。事に注意

### けんちゃんのまとめ

#### 【過去問対策】

委員会設置会社以外の株式会社の取締役は、当該会社の支配人その他の使用人も兼任することができる。これは取締役が業務執行権を有する以上、当然のことである。なお、委員会設置会社の取締役は、当該会社の支配人その他の使用人を兼任することはできないとされているが

(331条③)、これは、当該会社の取締役は、原則として委員会設置会社の業務を執行することができず(415条)、当該会社の業務執行は「執行役」が行うからである(418条)。

会社法第2条15号は「社外取締役」の意義について、「株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう」と規定している。したがって、「業務執行権のない子会社の取締役」は上記のいずれにも該当せず、社外取締役となることができるため、兼任することができる。

## けんちゃんのまとめ

## 【取締役と監査役の比較】

	取締役	監査役
選任	株主総会の普通決議	
解任	株主総会の普通決議 ※累積投票によって選任された場合、 特別決議	株主総会の特別決議
任期	原則：選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで ※定款又は株主総会の決議で短縮できる 例外①：非公開会社は、定款で任期を選任後10年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長できる 例外②：委員会設置会社は、選任後1年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで	原則：選任後4年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで ※短縮不可 例外：非公開会社は、定款で任期を選任後10年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長できる
会社との関係	委任関係	
利益相反取引の制限	あり	なし

## 5 取締役会

### けんちゃんのまとめ

〈取締役会と株主総会の比較〉

	取締役会	株主総会
招集権者	原則 : 各取締役 例外① : 特定の取締役を定款又は取締役会で定めた場合 例外② : 株主 (監査役設置会社及び委員会設置会社を除く) 例外③ : 監査役	原則 : 取締役会が決定し代表取締役が執行する 例外 : 少数株主、裁判所
招集通知	原則として、会日の1週間前までに通知 (定款で短縮可)	① 公開会社又は書面・電磁的方法による議決権の行使を認めた場合は、株主総会の日々の2週間前まで ② 公開会社でない株式会社は、株主総会の日々の1週間前まで ③ 公開会社でなく取締役会設置会社でない株式会社は、定款で、1週間より短い期間を定める事が出来る
招集通知の方法	制限なし	書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合・取締役会設置会社の場合は、書面又は電磁的方法による